

(別紙)

○「農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第1 農薬の登録申請において提出すべき資料の具体的内容について</p> <p>農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第2項及び第7条第1項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。)並びに農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。)第2条及び第11条第3項の規定に基づき、農薬(法第2条第2項の規定により農薬とみなされた天敵*を除く。以下同じ。)の登録を申請する者(以下「申請者」という。)が提出すべき資料の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、本通知の規定は、法第8条第3項(法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき再評価を受けるべき者が提出すべき資料(規則第2条第1項各号(第3号、第4号及び第11号を除く。)に掲げるものをいう。)の具体的内容について準用する。</p> <p>※ 「法第2条第2項の規定により農薬とみなされた天敵」とは、「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」(令和6年4月1日付け5消安第7650号農林水産省消費・安全局長通知)1(1)に規定する微生物農薬又は「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」(令和6年4月1日付け5消安第7651号農林水産省消費・安全局長通知)1(1)に規定する天敵農薬をいう。</p> <p>1～12 (略)</p> <p>第2 資料を提出すべき条件について</p> <p>(略)</p>	<p>第1 農薬の登録申請において提出すべき資料の具体的内容について</p> <p>農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第2項及び第7条第1項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。)並びに農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。)第2条及び第11条第3項の規定に基づき、農薬(微生物農薬を除く。以下同じ。)の登録を申請する者(以下「申請者」という。)が提出すべき資料の具体的内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、本通知の規定は、法第8条第3項(法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき再評価を受けるべき者が提出すべき資料(規則第2条第1項各号(第3号、第4号及び第11号を除く。)に掲げるものをいう。)の具体的内容について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>1～12 (略)</p> <p>第2 資料を提出すべき条件について</p> <p>(略)</p>

○生産量が特に多い農作物

食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）

稲（水稲及び陸稲）、小麦、みかん、かき、なし（日本なし及び西洋なし）、りんご、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、かんしょ、ばれいしょ、だいず、茶、いね科牧草、まめ科牧草、飼料用とうもろこし（青刈り）、ソルガム

（略）

表1～表12 （略）

第3 試験方法について

1～4 （略）

5 試験施設について

（略）

(1) 農薬原体の組成に関する試験成績のうち、ダイオキシン類の分析

① （略）

（削る）

② （略）

(2)～(4) （略）

6 （略）

別添

<植物の体内での代謝及び農作物等への残留>

植物代謝

（略）

○生産量が特に多い農作物

食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）

稲（水稲及び陸稲）、小麦、みかん、かき、なし（日本なし及び西洋なし）、りんご、キャベツ、きゅうり、すいか、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、かんしょ、ばれいしょ、だいず、茶、いね科牧草、まめ科牧草、飼料用とうもろこし、ソルガム

（略）

表1～表12 （略）

第3 試験方法について

1～4 （略）

5 試験施設について

（略）

(1) 農薬原体の組成に関する試験成績のうち、ダイオキシン類の分析

① （略）

② 環境省において、ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格がある
と認められた機関

③ （略）

(2)～(4) （略）

6 （略）

別添

<植物の体内での代謝及び農作物等への残留>

植物代謝

（略）

作物残留

1. (略)
 2. 試験方法
 (略)

(1) 試料の採取

採取部位及び採取量は、以下のとおりとする。

作物名	採取部位	採取量 (最低量)
(略)	(略)	(略)
とうもろこし (子実)	(略)	(略)
飼料用とうもろこし (子実)	乾燥種実	1 kg
飼料用とうもろこし (青刈り)	(削る)	(削る)
	青刈りとうもろこし	12 株
(略)	(略)	(略)

注：(略)

- (2)・(3) (略)

加工調理～保存安定性
 (略)

別紙 1

農薬使用者への影響評価ガイダンス
 (略)

別添 1～別添 3 (略)

別添 4

防護装備の装着による暴露低減率 (防護装備の透過率)

防護装備	定義	暴露経路/	透過率

作物残留

1. (略)
 2. 試験方法
 (略)

(1) 試料の採取

採取部位及び採取量は、以下のとおりとする。

作物名	採取部位	採取量 (最低量)
(略)	(略)	(略)
とうもろこし (子実)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
飼料用とうもろこし	乾燥種実	1 kg
	青刈りとうもろこし	12 株
(略)	(略)	(略)

注：(略)

- (2)・(3) (略)

加工調理～保存安定性
 (略)

別紙 1

農薬使用者への影響評価ガイダンス
 (略)

別添 1～別添 3 (略)

別添 4

防護装備の装着による暴露低減率 (防護装備の透過率)

防護装備	定義	暴露経路/	透過率

		防護部位	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>農薬用マスク</u> (DL1・DS1・RL1・RS1)	(略)	(略)	(略)
<u>農薬用マスク</u> (DL2・DS2・RL2・RS2)	(略)	(略)	(略)

(略)

別添5

ハザードに基づく評価法

1・2 (略)

3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定

(略)

表9. ハザード区分に応じた防護装備の種類

評価項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		防護部位	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>農薬用マスク (DL1)</u> <u>農薬用マスク (DS1)</u> <u>防護マスク (RL1)</u> <u>防護マスク (RS1)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>農薬用マスク (DL2)</u> <u>農薬用マスク (DS2)</u> <u>防護マスク (RL2)</u> <u>防護マスク (RS2)</u>	(略)	(略)	(略)

(略)

別添5

ハザードに基づく評価法

1・2 (略)

3 ハザード区分に応じた防護装備と使用上の注意事項の設定

(略)

表9. ハザード区分に応じた防護装備の種類

評価項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

急性吸入毒性	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農薬用マスク（ガス体の場合は、防毒マスク（吸収缶付きのもの））</u> 			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
急性吸入毒性	<ul style="list-style-type: none"> (<u>粒剤以外の農薬</u>) ・<u>防護マスク（ガス体の場合は、防毒マスク（吸収缶付き防護マスク））</u> (<u>粒剤</u>) ・<u>農薬用マスク</u> 			(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

附 則

- この通知は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正後の「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（以下「改正6278号局長通知」という。）第1の規定は、令和6年10月1日から施行する。
- 改正6278号局長通知の規定は、令和6年4月1日以降に行われる農薬の登録申請において提出される資料について適用し、当該資料のうち、環境省において、ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格があると認められた機関が当該機関の受注資格の有効期間内に実施したダイオキシン類の分析に係る試験成績については、なお従前の例による。